

令和 7 年度 埼玉県発達障害関係予算要望事項 に対する回答書

埼玉親の会「麦」では、令和 6 年 7 月 22 日に埼玉県知事あてに要望書を提出し、担当部局から回答を頂きましたので、全文 13 ページご報告します。

1 共通項目（家庭・福祉・教育・就労の連携）

(1)「トライアングル」プロジェクトの強化と家庭への周知

切れ目ない支援を一層推進し、家族や本人が困った時に使用できるように、年代ごとの相談支援機関が一目でわかるハンドブックを、分野を超えて作成配布することを求めます。

回答

「トライアングル」プロジェクトについては、家庭・福祉・教育が連携し、障害のある児童生徒について切れ目なく支援していくことが大切です。

これまででも、家族や本人の困り感に寄り添えるよう学校において必要な支援に取り組んでまいりました。

家族や本人が困ったとき相談支援機関につながる方法については、引き続き研究してまいります。

【特別支援教育課特別支援学校教育指導担当】

「トライアングル」プロジェクトについては、家庭・福祉・教育が連携し、障害のある生徒について切れ目なく支援していくことが大切です。

福祉的なサービスを利用する際の利用計画の作成に当たっては、家庭と学校が連携し情報提供をするなど、引き続き、家庭・福祉・教育の連携を推進してまいります。

家族や本人の困り感に寄り添えるよう、家庭への周知方法等については研究してまいります。

【高校教育指導課・教育課程担当】

「トライアングル」プロジェクトについては、家庭・福祉・教育が連携し、障害のある児童生徒について切れ目なく支援していくことが大切です。

相談支援機関の提供等を通して、学校、保護者、福祉関係機関が連携を深め、各地域の実態に応じた適切な支援体制を構築することができるよう、市町村教育委員会の担当者会議等を通じて、働きかけてまいります。

【義務教育指導課・学びの支援担当】

県では、県内の発達障害の方々やそのご家族、支援者の方々に活用いただけるよう、乳幼児期や成人期における支援に必要な情報をリーフレットやガイドブックとして作成・提供しております。

それらの中に、当事者やその家族等がお困りごとについて相談ができる市町村窓口等を掲載しており、また、県 HP においても、児童発達支援センター等の通所支援事業所の情報や発達障害の診療ができる医療機関リスト等を掲載しています。

また、発達障害に関する一次的な相談は市町村が担っていることから、それぞれの市町村においても、身近な地域の相談支援機関をホームページや冊子など様々な媒体を用いて周知が図られています。

引き続き、市町村等と連携し相談支援情報の充実、強化に取り組むとともに、福祉、保健医療、教育など分野を超えた取り組みが重要であることを踏まえ、必要な情報の提供、更新に努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠です。

特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等の相互理解や、保護者も含めた情報共有が重要です。

令和6年4月25日付け子ども家庭庁・文部科学省・厚生労働省連名通知「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」を各事業者に周知するなど、関係機関の連携を進めました。

また、「放課後等デイサービスガイドライン」についても、令和6年度に改定行われておりますので、

県のHPに掲載するなどにより各事業所に周知を行っております。

なお、放課後等デイサービス事業所が学校等の関係機関と会議を開催するなどにより情報共有を図った際には、関係機関連携加算が算定可能であり、また、学校と連携し不登校状態にある障害児への援助を行った際の個別サポート加算(Ⅲ)も創設されましたので、これらを活用することで関係機関との連携を推進してまいります。

また、県では障害福祉サービス等の概要や相談窓口について取りまとめた「障害者の福祉ガイド」を作成し、ホームページで公開していますので、ご活用くださるようお願いします。

【障害者支援課 地域生活・医療的ケア児支援担当】

(2)「地域連携推進マネジャー」配置への働きかけ

家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を配置し、教育と福祉の連携を推進する方策を講じるよう市町村に働きかけてください。

回答

発達障害支援に当たっては、教育、福祉など関係機関との連携は大変重要です。

このため、県では、それぞれの機関の職員が「発達障害」について理解し、支援できるよう、幼稚園や小学校の先生、保育士、放課後デイサービスの職員等に対する研修を行っています。

また、学校、保健センター、相談支援事業所、通所支援事業所等の職員が地域における発達障害児支援について説明し、各支援機関の機能や役割を理解してもらう「地域連携講座」を実施しています。

地域で発達障害支援に取り組むに当たって、連携の大切さや相談・連携先とつながるヒントとしていただくなど、市町村単位で、家庭・教育・福祉の連携が促進されるよう取り組んでいます。

こうした取組を継続して実施していく中で、「地域連携推進マネジャー」の配置を検討している市町村があれば、現地を訪問し助言を行うなど、適切な支援に努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

次ページへ続く

2 障害福祉

(1) 発達障害のある人への支援

(ア) ひとり暮らしの発達障害者に対する訪問支援制度の確立

ひとり暮らしの発達障害者には定期的に自宅訪問を行い、障害特性により本人が気付けない近隣との対人関係悪化を防止する支援を求めます。

回答

ひとり暮らしの方への支援者としては、居宅に訪問するホームヘルパー等のサービス提供者や訪問看護師などが想定されます。

そうした支援者が、正しい理解をもって発達障害者に寄り添った支援ができるよう、引き続き研修や助言等を行ってまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

(イ) 発達障害者に対する自立支援の拡充

働くことができない発達障害者に対して、就労以前に社会参加できる生活訓練の場を拡充してください。

回答

社会参加・自立に向けた支援ニーズは様々であり、個々の特性に応じて適切な支援が行われる必要があります。

御指摘のように、早期就労を目指す方がいる一方で、就労以前にまず生活リズムを整え、社会にでていく基盤をつくることを必要とされる方もいます。

自立訓練サービス等を提供する事業者が、そうした一人ひとりの特性や置かれている状況等を正しく理解し、適切な支援ができるよう、引き続き研修や助言等を行ってまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

(ウ) 発達障害の特性によって生じるひきこもりの予防や対応策の周知徹底

一般的なひきこもりとは区別して、発達障害に特化したひきこもり対策を、埼玉県内のひきこもり支援機関および発達障害者支援センター「まほろば」のホームページに掲載してください。

回答

ひきこもりの方に対する支援は、各保健所において専門相談窓口を設置し、相談対応に当たるほか、埼玉県ひきこもり相談サポートセンターがひきこもりに特化した一次相談を行っています。

こうした中、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、障害保健福祉圏域ごとの巡回指導の中で、保健所をはじめ、地域の関係機関との支援ネットワークの構築を図っています。

地域の相談機関の職員が、正しい理解をもって障害特性に応じた支援ができるよう、引き続き研修や助言等を行ってまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

(エ) 青年以降の発達障害本人に対するピアカウンセリング

発達障害のある本人同士が、気軽に相談交流できる場を提供してください。

回答

発達障害は外見から分かりにくく、周囲に理解されにくい障害です。

このため、当事者に対して、同じ立場で寄り添い、悩みを共有しながらサポートしていくことは、重要なことと考えています。県といたしましては、市町村や県内の関係団体、障害者ピアサポート研

修に参加した事業所などが、ピアカウンセリングを検討される際などに、その立ち上げ支援や運営支援を行うなど、地域との連携を密にして、サポート体制の充実に努めてまいります。

【障害者福祉推進課】

(2) 家族（親、きょうだい、配偶者等）に対する支援

(ア)「小学4年以上」の発達障害の子どもを持つ親に対するピアサポートの提供

低年齢の子どもを育てる親だけでなく、思春期以降成人期の子どもに接する親を対象にピアサポートを提供し、全ての年代の親へ支援を拡充することを望みます。

(イ) 親以外の家族（きょうだい・配偶者等）支援策の具体的提供

親亡き後や結婚後を見据えて、親以外の家族が本人への対応に戸惑わないように親以外の家族支援策を早急に講じてください。

回答

県では、家族の精神的な負担感を軽減するとともに、子どもへの適切な接し方を身につけていただくために家族への支援を行っています。

小学生以下のお子さんの保護者で、子どもの発達や行動が気になるなど、子育てに悩んでいる方向けに子どもの特性に合わせた効果的な関わり方や保育所・学校や友人等とのコミュニケーションのコツ、育児ストレスの解消法などを学ぶ講座などを開催しています。

また、発達が気がかりな子を持つ親を対象に、家族が日頃ストレスに感じていることや子育てについての心配な気持ちなどについて、公認心理師が相談に応じる相談会を毎月実施しています。

そのほか、発達障害総合支援センターや埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、専門職の職員が発達障害を持つ本人、家族からの相談に対応しています。

今後も家族に対する支援を企画・実施するとともに、家族が抱える精神的な負担感を軽減できるよう努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

(3) 一般県民に対する啓発周知の工夫

発達障害の講演会やイベントでは、当事者家族や関係者だけでなく、地域住民が関心を持って参加いただけるように幅広くアイデアを募集する等、工夫することを求めます。

回答

県では、発達障害に関する理解・啓発を図るため、発達障害について分かりやすく解説した動画を作成し、埼玉県公式動画アカウント「さいたまどうが」で公開しています。

動画はYouTubeでの公開となっており、好きな時間に誰でも学ぶことができるようにしています。

また、世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間における啓発イベントでは、鉄道事業者、映画館や商業施設の管理・運営法人など、民間企業との連携にも積極的に取り組んでいます。

令和6年度は、駅電光掲示板への啓発情報の提示、商業施設での啓発資料の展示、映画館でのイヤーマフの貸し出しなど、集客施設の強みを生かした取り組みを行いました。

講演やイベントの実施にあたっては、引き続き、多くの県民に関心を持っていただけるよう、より良いアイデアを取り入れ、工夫をしながら効果的な実施に努めてまいります。

【障害者福祉推進課】

(4) 発達障害に対するオンライン相談体制の整備

障害や家族介護等の特別な理由によって外出しにくい県民の為に、オンライン相談体制を要望します。

回答

発達障害総合支援センターや埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、専門職の職員が発達障害を持つ本人、家族からの相談に対応しています。

電話による相談のほか、来所相談やメールでの相談にも対応しているところです。

近年の新型コロナウイルス感染症対策としてWeb会議システムが急速に普及し、オンラインによる会議等の開催が増加しています。

しかしながら、Web会議システムの使用にはセキュリティ上のリスクが存在することから、使用に当たっては慎重に検討する必要があります。

発達障害総合支援センターや埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」に寄せられる発達障害に関する相談は、プライバシー性が非常に高い内容となっています。

そのため、セキュリティ上のリスクが存在する中では、Web会議システムの使用によるオンライン相談の実施は難しいと考えています。

今後も発達障害のある方やその家族からの相談に対して精神的な負担感が軽減できるよう対応してまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

(5) 発達障害の診療待機の解消と地域医療体制の整備

発達障害の専門医の育成と、初期診療であるかかりつけ医のすそ野を広げ、専門医とかかりつけ医が連携・協力できるよう、地域医療体制の整備を求めます。

回答

県では、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応が可能となることを目指し、発達障害に関する国の技術研修の内容を踏まえた「かかりつけ医等対応力向上研修」を実施しています。

また、県内の精神科医及び小児科医等を対象に、市川宏伸センター長が講師を務める研修も行っています。

これらの研修については、埼玉県医師会から後援を受けており、県内の医療機関に勤務する精神科医及び小児科医等に対し、広く周知するとともに受講を勧奨しています。

かかりつけ医等による発達障害支援においては、診断だけでなく、個々が持つ特性を踏まえた日常診療を提供することが求められます。

また、場合によっては、より専門性の高い医師や支援機関に繋ぐなど、柔軟に連携・協力して対応することが望ましいケースも考えられます。

研修の中では、これらの日常診療や連携・協力の重要性や、その実施に必要なことについて、基本的な知識として伝達しています。

引き続き、埼玉県医師会とも連携し、県内のどこで暮らしていても困ることがないように、診療体制の強化に努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

(6) 発達障害の療育待機解消手段の構築と地域格差の解消

療育機関の設置は地域格差が著しく、子ども達が自宅近隣で療育を受けられない時には、移動時の負担軽減措置（タクシー券や療育機関利用証明による運賃軽減等）を講じるなど、子どもや家庭主体の対策を望みます。

回答

県では、発達障害総合支援センターのホームページに「障害児通所支援事業所における発達障害児へのサービス提供リスト」を掲載しております。

このリストは、公表に同意をいただいた事業所にご協力いただきながら毎年度更新しているもので

あり、さいたま市を除く県内700以上の事業所を掲載しています。

なお、自宅近隣の事業所を検索しやすいよう、障害保健福祉圏域別にリストを分けて掲載したり、また、利用する際の参考にしていただくため、主な専門職の配置状況、療育内容、親への支援内容、設備の状況などを記載しております。

引き続き、発達障害を持つ方やその御家族がそれぞれお住まいの地域において必要な支援が日常的に受けられるよう努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

移動時の負担軽減措置につきましては、地域の実情に合わせた方法、例えばタクシー券等による補助や市町村のオンデマンド交通での運賃割引等、で対応していただくものと考えます。

御要望につきましては、市町村に対して、担当者会議等を通じてお伝えしてまいります。

【障害者福祉推進課 社会参加推進・芸術文化担当】

次ページへ続く

3 教育

(1) 合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実

(ア) 全教職員に対する特別支援教育および合理的配慮の研修時間の拡充

特別支援教育および合理的配慮の研修時間を増やし、教職員一人一人の意識を向上させ、発達障害のある児童生徒に適切な指導が行われることを望みます。

回答

特別支援学校の教職員に対して、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等において特別支援教育、合理的配慮、インクルーシブ教育システム等について研修を実施し、教職員の指導力向上に努めているところがございます。

併せて、市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事に対して、小中学校等において特別支援教育に関する校内研修を実施する際の参考となるよう、当課で作成した「小中学校等を対象とした特別支援教育に関する研修パッケージ」の周知を図っているところがございます。

引き続き、発達障害のある児童生徒に適切な指導を行うことができる教員の育成に取り組んでまいります。

【特別支援教育課】

年次研修において、障害理解や合理的配慮に関する内容について、教員の経験年数に応じたテーマで計画的に研修を実施しております。

【高校教育指導課】

小学校及び中学校の学習指導要領においては、「通常学級にも、障害のある児童生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、すべての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。」と記載されています。

現在、適切な合理的配慮の提供や発達障害のある児童生徒への適切な指導については理解を進めてきているところがございますが、さらに理解が進み、その取り組みが適切に行われるよう、引き続き、市町村教育委員会の担当者が集まる会議、また管理職の集まる会議にて学習指導要領の内容について周知するとともに、年次研修等においても取り上げてまいります。

【義務教育指導課】

(イ) ICT を活用した学校における教科指導と家庭学習の連携

全ての教員に ICT 機器についての研修を行い、発達特性に応じて学校と家庭で統一して学べる ICT 機器の活用を図ってください。

回答

児童生徒の発達特性に応じた ICT の活用は大変有効であると考えております。ICT についての研修では、総合教育センターにおいて ICT 活用を推進するための研修や、市町村教育委員会や学校からの要請を受けて実際に授業で活用する場面を想定した研修を実施しております。

また、ICT 教育推進課ポータルサイトや総合教育センターのホームページにおいて、ICT 活用方法や事例等に関する情報発信を行っております。

引き続き、こうした研修等を通じて、学校における ICT の活用を支援してまいります。

【ICT 教育推進課】

ICT の活用については、年次研修などで取り上げております。

児童生徒の主体的な学びのためにも、児童生徒の発達特性に応じて ICT 機器を活用することは有効でありますので、引き続き、教員への研修を行うとともに、児童生徒に有効な ICT 機器の活用に取り

組んでまいります。

また、家庭との連携については、児童生徒の実態に応じて研究してまいります。

【特別支援教育課】

校長会議において、特別な支援を必要とする生徒への支援体制について、「特別な支援を必要とする生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』などの情報を中学校から適切に引き継ぎ、生徒の実態を把握した上で適切に共有し、1人1人のニーズに応じたきめ細かい支援に取り組むこと。」と学校を指導しております。

今後とも、各学校における特別な支援を必要とする生徒への支援体制について、学校を指導してまいります。

【高校教育指導課】

小学校、中学校の学習指導要領においては、「通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、すべての教科等において1人1人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。」と記載されています。

特別な支援を必要とする児童生徒の ICT 機器の利活用については、個々の実態把握を丁寧に進めるとともに、家庭と連携しながら個々の実態に合った適切な支援が検討できるよう、市町村教育委員会の担当者や小中学校の管理職に引き続き周知してまいります。

【義務教育指導課】

(ウ) 通常学級における教科書デジタルデータの活用と音声教材の普及

教科書デジタルデータと音声教材について、通常学級の保護者に情報提供し、必要な児童生徒に適切な支援が届くように体制整備してください。

回答

生徒それぞれの教育的ニーズが多様であることを念頭に置き、生徒一人ひとりのニーズに応じた支援ができるよう取り組んでまいります。

【高校教育指導課・教育課程担当】

小学校(中学校)学習指導要領においては、「通常の学級にも、障害のある児童(生徒)のみならず、教育上特別な支援を必要とする児童(生徒)が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。」と記載されています。

教科書デジタルデータや音声教材の利活用については、本人・保護者に対して適切に情報提供するとともに、個々の実態に応じて適切な活用が実施されるよう、引き続き、市町村教育委員会の担当者が集まる会議、管理職の集まる会議にて周知してまいります。

【義務教育指導課・学びの支援担当】

(エ) 当事者が希望する通級指導教室の体制整備

小学校・中学校・高等学校において、本人や家庭の状況に応じて、「本人が移動する他校通級」「在籍校で指導が受けられる教員巡回型の通級」「ICTを活用したリモート通級」等、本人や家庭主体で支援を選択できる体制整備を求めます。

回答

高等学校では、通級指定校において自校通級の形での指導體制や指導内容等、通級による指導を行

っております。連携する特別支援学校の教員が訪問して通級指定校の教員に対して指導助言を行うとともに、臨床心理士等の専門家を派遣しての指導助言も行っております。

いただいている御要望につきましては、通級指定校の成果を踏まえて、研究してまいります。

【高校教育指導課・教育課程担当】

「通級による指導」を必要とする児童生徒が安心して「通級による指導」を受けられるよう「通級による指導」を充実させていくことは重要であると考えます。

引き続き、市町村教育委員会と連携を図り、支援体制の整備を推進し、「通級による指導」の充実を進めてまいります。

【義務教育指導課・学びの支援担当】

（オ）通常学級の保護者およびPTAへの周知

特別支援教育や合理的配慮の提供が、「ひいき」と誤解を受けないように、通常学級の保護者に勉強の機会を講じ、埼玉県PTA連合会にも正確な情報を提供してください。

回答

通常の学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提として、すべての教職員が特別支援教育の視点や合理的配慮の提供について理解を進めることが重要と考えます。

引き続き、研修等で扱うとともに、市町村教育委員会の担当者や管理職を集めた会議等において、特別支援教育の重要性や合理的配慮の提供にかかる理解促進を進めてまいります。併せて、保護者等への理解啓発の重要性を改めて説明し、市町村における特別支援教育の理解を深める取り組みが充実するよう働きかけてまいります。

【義務教育指導課】

埼玉県PTA連合会への情報提供につきましては、義務教育指導課と連携を図りながら、必要に応じて行ってまいります。

【生涯学習推進課】

（2）図書館における読書バリアフリーの推進

埼玉県立図書館や学校図書館に、電子書籍・マルチメディアデイジー図書を整備し、読むことが困難な子どもの読書環境を充実させてください。

回答

県立図書館では、マルチメディアデイジー及び音声デイジー図書を製作・所蔵し、それらの資料を必要とする方に貸出を行っています。

今後も引き続き、読書環境の整備充実に努めます。

<参考>

・所蔵資料数（令和6年3月31日現在）

デイジー（音声・マルチメディアデイジー） 2,119タイトル（2,124枚）

・資料貸出（個人）（令和5年度実績） デイジー（音声・マルチメディアデイジー） 12,110タイトル（12,114枚）

<参考2>

・LLブック所蔵資料数（令和6年3月31日現在） 43冊

※「LL」とは、スウェーデン語の「LättLäst」（英語では easy to read）の略。「LLブック」とは、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことを指す。

【生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当】

各県立高校においては、生徒のニーズに応じて読書環境が充実するよう整備に努めております。

県立図書館において、マルチメディアデジター及び音声デジター図書を製作・所蔵していることを情報提供し、今後も生徒の読書環境を充実したものにできるよう努めてまいります。

【高校教育指導課教育課程担当】

県立特別支援学校においては、各学校に在籍する児童生徒の障害の状況や特性に応じて、電子書籍・マルチメディアデジター図書、点字図書及び大型絵本などの整備を進めているところでございます。

また、当課におきましては、特別支援学校の読書環境の整備推進のため、特別支援学校長に対して、各学校における読書環境の整備や読書活動の推進について特別支援学校長会において働きかけを行っております。

併せて、学校間で情報共有のため、読書環境の整備状況や読書活動の取組について、情報発信するよう働きかけております。

引き続き、読むことが困難な児童生徒の読書環境の充実に取り組んでまいります。

【特別支援教育課インクルーシブ教育推進担当】

現在、読むことが困難な子どもへの支援については、市町村教育委員会の担当者が集まる会議、管理職の集まる会議において、文部科学省における「音声教材の効率的な制作方法及び普及促進に関する調査研究」等、好事例を周知しております。

引き続き、読むことが困難な子どもの読書環境の充実に向け、市町村教育委員会へ働きかけてまいります。

【義務教育指導課・学びの支援担当】

(3) 発達障害のある児童生徒に対する不登校支援

発達障害の特性によって不登校になっている児童生徒に対して、一般的な不登校支援に加えて、特性に応じた対策を講じるよう体制整備してください。（不登校支援のホームページに発達障害支援のリンク紹介）

回答

発達障害等の特性によって不登校になっている児童生徒に対して、特性に応じた対策を講じることは重要です。そこで、支援に従事する職員の資質向上のため、今年度新たに、県立総合教育センターにおいて、市町村の教育支援センター職員を対象とした研修を実施いたします。

県で設置する「不登校の子どもたちとその保護者を支援するためのサイト」における発達障害支援のリンク紹介については、その可能性について検討してまいります。

【生徒指導課】

次ページへ続く

4 就労

(1) 就労支援機関における就労選択支援の徹底

支援員の判断で就労の形態を振り分けず、本人の希望を重視しながら、就労移行支援や一般就労等の選択機会を提供することを、埼玉県内の就労支援機関に徹底してください。

回答

障害者の就労形態を選択するにあたり、支援員の判断のみではなく、ご本人の希望も尊重しながら良く話し合って検討していくことは当然のことであると考えます。

令和6年度の制度改正においても、全てのサービスにおいて、利用者の意思決定支援に配慮することが改めて盛り込まれたところであり、県としましても法の趣旨に基づき適切な支援がなされるよう指導・支援してまいります。

また、同じく今回の制度改正により、令和7年10月から障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスである「就労選択支援」が創設されます。

当サービスを新たに開始する事業所に対し、指定申請等の機会を通じて法の趣旨に基づき適切な支援がなされるよう指導・支援してまいります。

【障害者支援課 施設支援担当】

(2) 発達障害者の能力に見合った職場や職種の周知

ニューロダイバーシティ等、発達障害の強みを生かした職種を発達障害者支援センター「まほろば」および発達障害者就労支援センター4箇所のホームページに掲載し、企業に周知してください。

回答

発達障害の特性や程度は1人1人異なりますが、企業が適切に理解し、職場のサポートを設けるなどによって、そうした特性の潜在的な強みを引き出すことができます。

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、毎年、埼玉労働局と埼玉県経営者協会との共催で事業者支援セミナーを開催しています。

セミナーには、発達障害者の雇用を検討する企業の他、多くの就労支援機関の方にも参加いただいております。既に発達障害者を雇用している企業の体験談を紹介するなど、企業の理解を深め、雇用促進につなげることを目的として開催しています。また、発達障害者就労支援センターでは、職場実習等を通じて、雇用先で適切な支援や配慮があれば、発達障害者が本来の能力を発揮し、十分働けることを理解していただけるよう、実習の受け入れの働きかけを行い、発達障害の方の雇用機会と職種の拡大に努めています。

こうした発達障害の強みを生かすという視点を大切にしながら、引き続き、雇用する側である企業や就労支援機関の支援者等に対する周知に努めます。

【障害者福祉推進課】

(3) ICTを活用した効果的な発達障害者就労支援技法の情報提供

発達障害者対象のICTを活用した新しい職種や就業形態を、発達障害者支援センター「まほろば」および発達障害者就労支援センター4箇所のホームページに掲載し、広く情報提供することを望みます。

回答

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、発達障害者の雇用推進につなげることを目的として、毎年、埼玉労働局と埼玉県経営者協会との共催で企業支援セミナーを開催しています。

また、県内4か所に設置している発達障害者就労支援センターでは、職場実習等を通じて、発達障

害者が雇用先で適切な支援と配慮があれば十分働けることを理解していただけるよう、企業への働きかけなどを行っています。

支援技法については、専門的な機関である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者職業総合センター等で研究されています。

そこでの研究結果などをセミナーや働きかけを行う際に参考にすることにより、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」や発達障害者就労支援センターにおける支援の充実に努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

(4) 発達障害者の職場定着支援の強化

職場で起こり得る対人コミュニケーションの課題について、発達障害者へ職場対人技能トレーニング（ジョブスキルトレーニング）の提供を拡充するよう、県内全ての就労支援機関に働きかけてください。

回答

仕事を継続するためには、対人コミュニケーションは大変重要です。

県では、県内4カ所に設置する発達障害者就労支援センターにおいて、パソコン操作や電話のかけ方などの技能訓練とともに、グループワークを通じて職場で必要となる対人コミュニケーションのスキルを学ぶ訓練も実施しています。

また、コミュニケーションに問題を抱える方に対しては、必要に応じて、職場対人技能トレーニング（ジョブスキルトレーニング）を活用している就労移行支援事業所等につなげるなど、地域の支援機関と連携し、より効果的な就労支援に努めています。引き続き、発達障害のある方が必要な対人コミュニケーションスキルを習得し、就労、職場定着がより一層進むよう支援に努めてまいります。

【障害者福祉推進課】

(5) 職場における発達障害のある人への合理的配慮の提供と理解促進

発達障害者支援センター「まほろば」のホームページに、職場における発達障害者への合理的配慮を掲載し、それを企業に周知してください。

回答

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、毎年、埼玉労働局と埼玉県経営者協会との共催で、企業支援セミナーを開催しています。

セミナーには発達障害者の雇用を検討する企業等に参加いただき、既に発達障害者を雇用している企業の体験談などを通じて、発達障害の雇用促進を図ることを目的として開催しています。

企業に発達障害の特性の多様さや求められる配慮等について理解を深めていただき、発達障害の方が安心して働ける職場環境の形成、就労の継続につながるよう、効果的な周知に努めてまいります。

また、こうした取組は、発達障害者就労支援センターでも行っており、企業合同説明会では、就職した利用者から企業向けに仕事の内容や配慮してもらいたいことなどを発表してもらうことにより、相互理解を深めています。

発達障害者は、職場の人たちが戸惑う言動をしたり、急な業務内容の変更や環境の変化に対応できなかったりすることが多く、それが離職につながってしまうケースがあります。就職した後も企業が発達障害の特性を理解して雇用が継続できるよう、今後とも企業への周知に努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

以上